

平成28年7月19日

各事業者団体各位

## 「働き方改革」に関する要請書

～「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」及び「プラスワン休暇」の促進～

厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすくまた意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。

「働き方改革」については、先日政府としてまとめた「ニッポン一億総活躍プラン」においても「最大のチャレンジ」とされるなど、政府全体として非常に重要な課題であり、群馬労働局においては27年1月に「群馬労働局働き方改革推進本部」を立ち上げ、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進などの「働き方改革」を進めているところです。

「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開したところです。

本年の取組におきましては、昨年の取組に関する企業アンケート調査の結果等を踏まえ、「ゆう活」の本来の趣旨は単なる始業時間の前倒しではなく仕事と生活の調和の実現などであることや、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であること、などのポイントを周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしております。

また、年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが重要です。各企業が年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策に取り組むとともに、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連続した休暇の実現（「プラスワン休暇」）等が挙げられ、特に働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」の実施を推進していくこととしております。

つきましては、本年も各企業においても、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが期待されております。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

群馬労働局働き方改革推進本部長

群馬労働局長 半田 和彦

